

「市報かんざき」 有料広告掲載について

< 広告の規格、サイズ、掲載料金 >

規格	広告サイズ	広告掲載料金
カラー	縦 5 c m × 横 8 c m	1 2, 0 0 0 円
	縦 5 c m × 横 1 7 c m	2 0, 0 0 0 円
	縦 1 0 c m × 横 1 7 c m	4 5, 0 0 0 円

- 毎月の掲載位置、掲載枠数については、その都度市が決定します。
- 1回の申し込みで6枠以上になる場合は広告掲載料金を1割減とします。(最大12ヶ月)
- 同一年度内に印刷される広報に2回以上の申し込みで、通算6枠以上の申し込みとなる場合は、6枠目以降の広告掲載料金を1割減とします。

< 申込方法等 >

- ① 申込締切日…原則として市報発行日(毎月1日)の45日前まで
- ② 申込書類…(1) 神崎市市報広告掲載申込書(様式第1号)
(2) 広告の原稿等(内容がわかるもの)
- ③ 提出方法…「郵便」「FAX」「メール」「持参」のいずれかで提出してください。

< 提出後の流れ >

神崎市において広告の内容を審査し、その結果を、神崎市市報広告掲載決定通知書または神崎市市報広告非掲載決定通知書で通知します。

- 指定する期日までに広告の版下原稿(データ可、そのまま印刷できるもの)を提出してください。(FAX不可) ※市において再度編集・校正等を行うことはありません。
- 広告の掲載内容に関する責任は、広告主が負うものとします。
- 掲載については広告の枠外に「有料広告」の旨を表示します。

< 広告掲載決定後の掲載取り消しについて >

- 広告主の都合により、掲載を取り消す場合は神崎市市報広告掲載取消届出書を提出してください。
※取消し手数料が発生する場合は、次のとおりです。
 - ・市報発行日40日前～市報発行日16日前は、掲載料の5割
 - ・市報発行日15日前～11日前は、掲載料の全額
 - ・割引後6回(枠)に満たない場合は、割引相当分
- 原則、市報発行日10日前以降の取り消しはできません。
- 広告掲載決定後、版下原稿の提出がない、掲載料金を納付していないときなどには、市が掲載を取り消す場合があります。

「市報かんざき」における有料広告掲載については、神崎市市報の広告掲載に関する要綱(平成18年4月28日要綱第68号)に基づき、掲載するものとします。

※申し込みが多い月号によっては、要綱に基づく優先順位により決定通知書を送付していても掲載できない場合があります。この場合すでに納付されている当該月号の掲載料金は返還します。

< 申込・問い合わせ先 > 〒842-8601 佐賀県神崎市神埼町鶴3542番地1
神崎市役所 総務課 秘書広報係
TEL : 0952-37-0088 FAX : 0952-52-1120
メール:kouhou@city.kanzaki.lg.jp